

平成22年度 中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討業務

地域循環圏モデル事業 公募説明会

平成22年9月17日

環境省中部地方環境事務所
三菱UFJリサーチ&コンサルティング

公募説明会プログラム

13:30～

- I. モデル事業の主旨説明（15分程度）
- II. 募集内容の説明（15分程度）
- III. 質疑応答

モデル事業の主旨説明

1. 地域循環圏とは

■ “循環型社会”・循環型社会形成推進基本法

- 定義：廃棄物の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会
- 手段の優先順位：発生抑制→再使用→再生使用→熱回収→適正処分

■ “地域循環圏”・第2次循環型社会形成推進基本計画

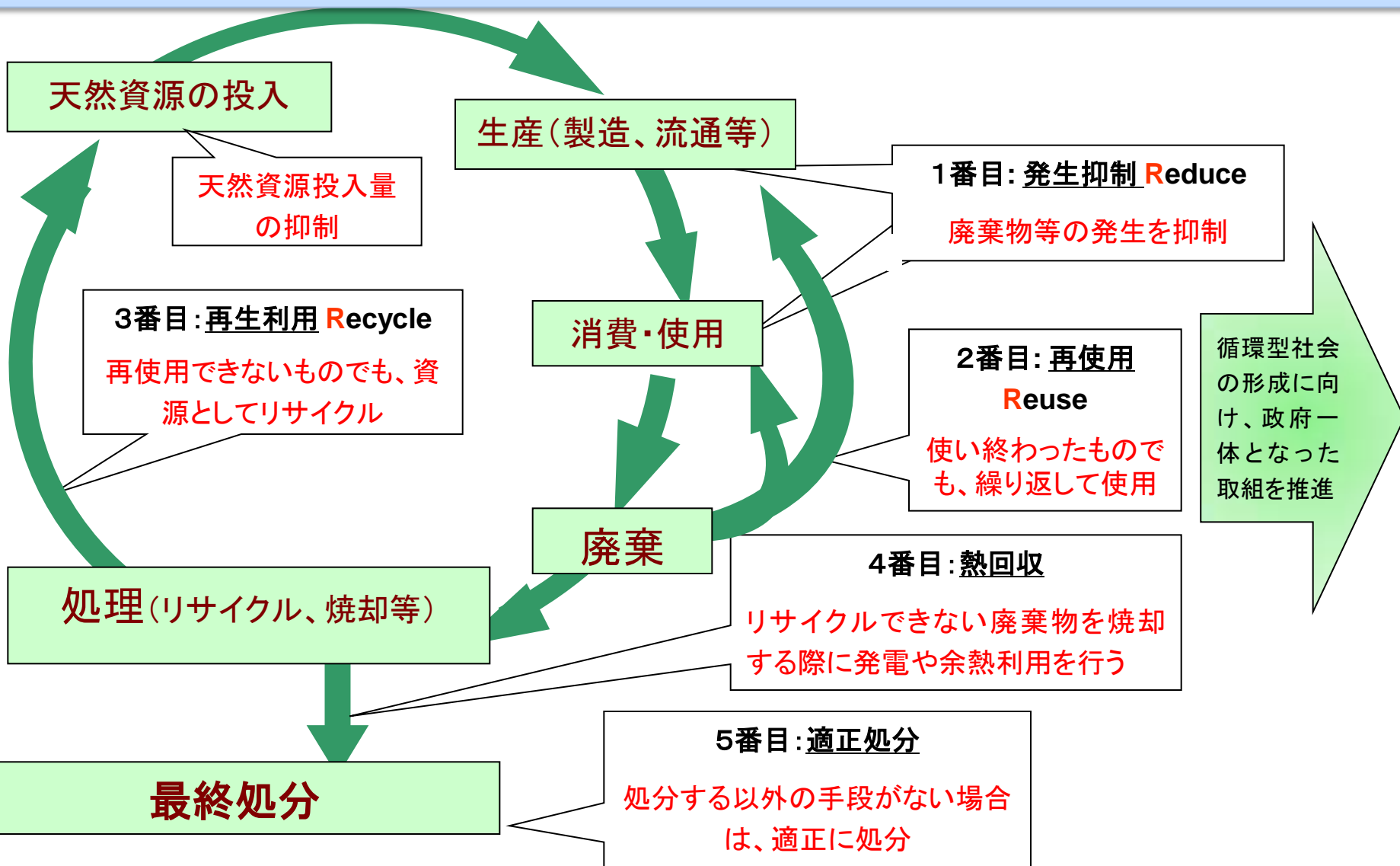
- 概念：地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じて最適な規模の「地域循環圏」の形成を推進し、地域活性化につなげる。各主体が相互の連携・協働を通じて、各々の役割を積極的に果たしていくことで形成。



食品リサイクル法の施行
廃棄物処理法の適用

循環型社会とは

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会 【循環型社会形成推進基本法（平成12年6月公布）第2条】

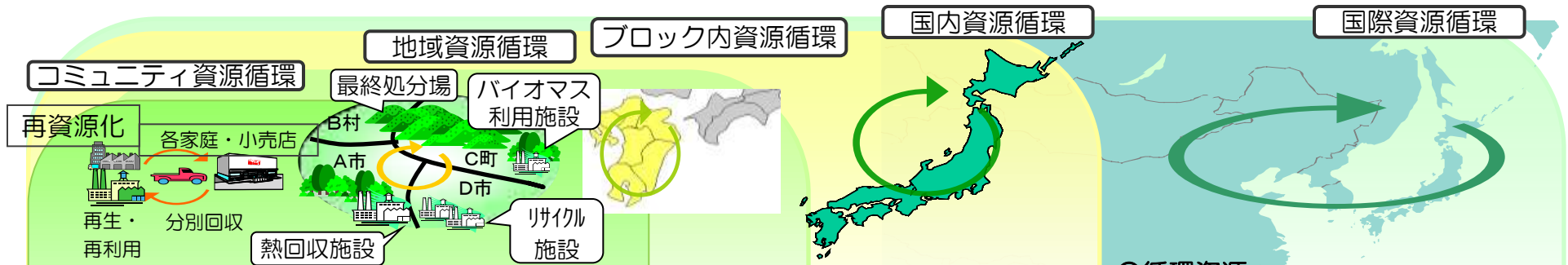


循環型社会形成推進基本計画策定

地域循環圏について

地域循環圏とは、廃棄物の適正処理を前提に、温暖化対策や生物多様性の保全などの環境面や、希少性や有用性などの資源面、さらに輸送効率や処理コストなどの経済面の各観点から、循環資源ごとに地域の特性を踏まえて最適な範囲での循環を目指すもの。例えば、一定の地域のみで発生する又は腐敗しやすい等の特徴を持つバイオマス系循環資源はその地域において循環させる、高度な処理技術を要するものはより広域的な地域で循環させる、など。

- ▶ 循環資源の性質ごとに、地域の範囲別に分類したイメージ。
- ▶ 経済合理性や技術的可能性等の状況によって循環の範囲は異なるが、大まかに分類すると以下の通り。



○循環資源：

不要になったものを近所でリユース、修理する、廃食用油のバイオディーゼル燃料としての利用等。

○循環の範囲：

地理的、社会的、経済的に密接な「コミュニティ」。

○循環資源：

店頭回収品やバイオマス資源（間伐材や食品残渣等）など、「地域」内で利用することが経済的に有効で環境負荷も小さいと考えられるもの。

○循環の範囲：

複数のコミュニティ、主体が連携する「地域」が対象範囲。

○循環資源：

地域内で処理するには先端技術の不存在や量的問題などがあるため、環境産業の集積した地域において処理することが有効な循環資源（例：金属、処理困難物など）。

○循環の範囲：

複数の都道府県ないし日本全国など、循環資源の特性などによって循環の範囲は異なる。エコタウンの連携、リサイクルポートの活用など。

○循環資源：

国際分業の推進によって適切な循環資源の活用が図られるもの。回収した循環資源を利活用する生産拠点が限定されているものや高度なリサイクル技術を要するものなど。（例：レアメタル）

○循環の範囲：

日本の循環資源のみでなく、海外において発生した循環資源も含める。

2. これまでの検討状況

■ 中部地方における地域循環圏の構築に向けた業務

- 対象は、“事業系一般廃棄物である食品残さ”
- 平成20年度(シンポジウムの開催含む)及び21年度に、食品リサイクルの状況・成功事例・課題等について調査を実施
..成果は当事務所のHPで公開

■ 昨年度までの業務では..

- 再生利用事業計画の成功事例の分析に加え、東海地域におけるステークホルダー別の調査・分析を行い、事業者の認識とボトルネックを分析し、課題等を整理(次スライド)
- 実証試験の準備:4つのモデル案(事業シーズ)を整理
 - ①複数の食品スーパーの連携による再生利用と農作物生産
 - ②コンビニエンスストアによる養豚マーケットループ
 - ③旅館組合等の既存組織を活用したクローズドループ
 - ④飲食チェーン等に向けた簡易版導入モデル

2. これまでの検討状況（続き）

■ 地域循環圏構築に向けての課題とギャップ(例)

➤ 民間事業者の取組だけでは必ずしも容易ではない現実

- 各主体が協議を進め連携構築するのは非容易(日頃の接する機会自体が少)
- 多様、小規模な食品残さ、安定的供給の難しさ(産廃との違い)
- 店舗密度等からの経済的な非効率性、専門の人材・ノウハウの不足(個別企業での努力の限界)
- 一廃を扱える再生利用事業者が地域によっては稀、自治体の焼却手数料とリサイクル費用との競合、一廃を巡る廃掃法に基づく自区内処理原則との調整等(自治体の廃棄物施策が障壁になることも)
- リサイクルの取組や製品への消費者の積極的な理解・支持が不足(社会の受入体制も熟していない) 等

➡ 地方環境事務所として取り組む価値大(新たなチャレンジ)

3. 今年度業務(モデル事業の実施)の当事務所のねらい

- 地域の“コーディネータ”としての地方環境事務所
 - 地方環境事務所がコーディネータとして各主体の相互の連携・協働を推進。各参加者がそれぞれの役割を果たし、また、事業実施による成果を得るため、リサイクル事業計画の構築と効率的な実施を支援。
 - 特に、以下の面での貢献を想定
 - ①リサイクルループ構築のための事業者間のマッチング
 - ②モデル事業実施及びその後の事業継続に必要な地方自治体との調整
 - ③外部有識者を含めた知見・ノウハウの提供・共有
 - 参加事業者間でwin-winの関係が構築でき、地域の活性化につながる事が理想。また、将来的には再生利用事業計画の取得へ。
 - モデル事業実施のプロセス、顕在化した技術・制度的な課題、その解決策等を他地域等における計画策定にも役立つ事例として発信
 - 解決し難いギャップは、制度改善のための提言として取りまとめ

4. 具体的な体制・ツール

■ 事業者、有識者、国・地方の機関の参加による運営体制

➤ 主には、以下の体制等を活用した業務の実施を行う

①検討会：有識者（各ステークホルダー代表含む）＋経産局、農政局（才）＋県

- ・事業全体の運営への助言、評価
- ・情報、ノウハウの共有 等

②地域協議会：事業者＋地元自治体

- ・共通の目的、ルール等の作成

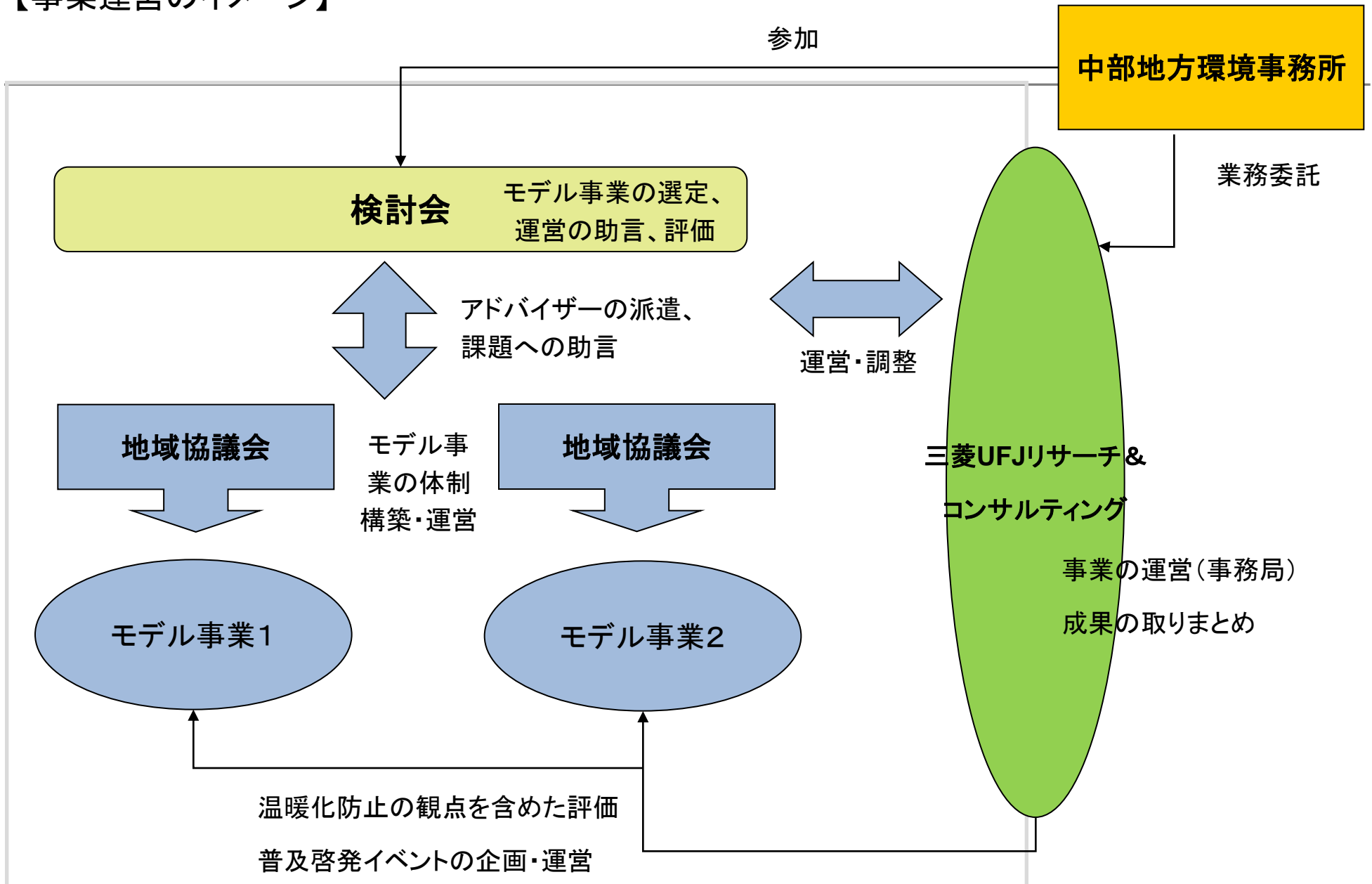
ex.再生利用製品・農畜産物の品質の確認とその確保に向けたルール、収運体制・コスト面等の調整

- ・運営管理と課題解決に向けての協議 等

③普及・啓発イベント

- ・食品リサイクルの意義、取組への理解促進
- ・成果物のPR

【事業運営のイメージ】



5. さいごに・・・ モデル事業への応募のお願い

■ まずは意欲があれば・・・

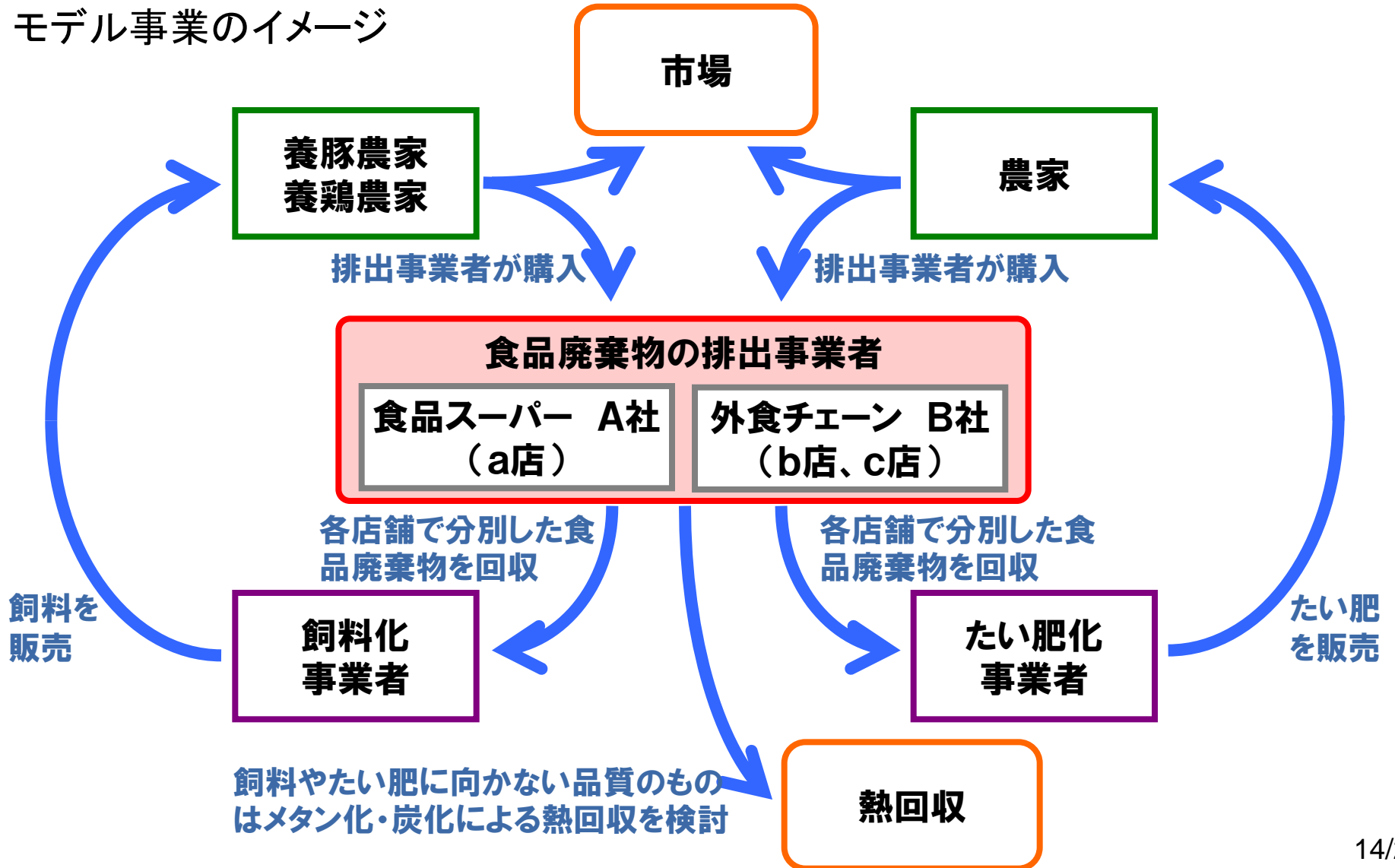
- モデル事業への応募を是非お願いします。
- 各々の要望、課題、経済面等の条件のすり合わせは、同地域の応募事業者と調整しつつ解決しましょう。
- なお、モデル事業に参加するかどうかの最終的な経営判断は、実現可能な事業スキーム案を調整・構築する過程で行っていただけます。

募集内容の説明

1. モデル事業の内容

- 食品の製造、流通、消費の各段階で生じる動植物性残さ・売れ残り等の食品廃棄物を利用して、たい肥の原料や家畜等の飼料に活用し、それらを用いて生産された農畜産物を排出事業者が食品として利用する
- 小売業者・外食業者が排出者となる食品廃棄物を対象とする
- 環境省中部地方環境事務所及び参加事業者等により、「地域循環圏」のあり方を具体化しつつ、処理コストの低減、地産地消の促進、低炭素社会への貢献等を含めた事業の効果を検討する

■ モデル事業のイメージ



2. 募集内容 (1)応募対象

- 小売業者・外食業者
- 小売業者・外食業者が排出する食品廃棄物等の再生利用を行う者
(以下、「飼料化・たい肥化事業者」という。)
- 食品廃棄物等を利用した飼料やたい肥を使用して、農畜水産物を作る者
(以下、「農畜水産物の生産者」という。)

2. 募集内容 (2) 応募資格

- 複数の小売業者・外食業者の共同による食品リサイクル事業を行う意思があること
- 本事業を実施したい店舗や事業所等が東海三県(岐阜県、愛知県、三重県)にあること
- 本モデル事業の実施期間中に、国や地方自治体からの助成・補助事業等を別途受ける場合には、本モデル事業において補助を受けることに制約がないこと

2. 募集内容 (3) 事業内容

- 複数の小売業者・外食業者、飼料化・たい肥化事業者、農畜水産物の生産者によるコンソーシアム(共同体)による食品リサイクル事業
- 飼料化(養豚、養鶏、養殖魚等)、肥料化(野菜、果実等)、熱回収等が主な対象
(熱回収等のみの事業は対象としない)
- 本事業により生産された農畜水産物等の一部を小売業者等の店舗で利用
- 事業の実施期間は平成22年度から平成23年度の2か年を予定
(平成23年度の実施は、当該事業の予算成立を前提とする)
- 食品廃棄物の再生利用の期間は、事務局と協議のうえ決定
- 各モデル事業の実施者及び関係自治体の参加による協議会を設置

2. 募集内容 (4) 事業参加のメリット

- 食品リサイクル事業に取り組む意思のある小売業者・外食業者、飼料化・たい肥化事業者及び農畜水産物の生産者の間のマッチングを事務局が支援
- 食品リサイクルのスキーム構築や事業推進に対する専門家からの助言
- 事業に必要な経費の一部を補助(1モデル事業当たり年度上限200万円)
ただし、以下の経費は対象外
 - 収集運搬費等の直接的な支払い
 - 5万円を超える備品等の購入
 - その他、本事業に限って使用されたと明確に認められない経費
- 報道機関等への発表や消費者向けイベントを通じて、取組や成果の紹介を予定
- 関係自治体を交えて協議会を行うことにより、モデル事業の成果及び行政との調整を踏まえた事業計画の策定が可能

2. 募集内容 (5) 事業採択の流れ①

応募のあった小売業者・外食業者、飼料化・たい肥化事業者及び農畜水産物の生産者の中から食品リサイクルを希望する地域が一致する者を事務局が抽出し、コンソーシアム組成を打診する
※事業者自身がコンソーシアムを事前に組成して応募することも可



関係事業者が協議を行い、実現可能な事業スキーム案が構築されれば、本事業におけるモデル事業候補とする



学識経験者、関係省庁・自治体、民間企業等により設置される「中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討会」で候補事業の内容を検討の上、モデル事業を2件採択

2. 募集内容 (5)事業採択の流れ②

【採択の条件】

- 先駆性、実現性、普遍性の高いこと
- モデル事業実施後も自主的な事業の継続意向があるもの
- 将来的な再生利用事業計画(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条)の取得意向があること

【採択事業者(コンソーシアム)に求められる事項】

- 小売業者・外食業者が飼料化・たい肥化に必要な食品廃棄物等の分別や計量を行えること
- 事務局が実施する以下の活動に協力すること
 - 食品廃棄物由来の肥飼料により生産された農畜水産物等に関するプロモーションイベントの実施
 - モデル事業実施に対する評価(CO2 排出量、事業継続性等)を実施するためのデータ等の収集
 - 協議会の開催(年3回程度) 等

2. 募集内容 (6)公募スケジュール

- 9月17日 公募説明会
- 9月30日 公募〆切
- 10月中旬 応募事業者へのコンソーシアム組成の打診
- 11月上旬 実現可能な事業スキーム案の検討・調整
- 11月下旬 モデル事業及び参画事業者の採択(検討会の開催)

3. 応募方法

- 応募様式(地域循環圏モデル事業 応募書類)の電子ファイルをダウンロードして、必要事項を記入のうえ提出
- 複数の事業者によるコンソーシアムとして応募する場合は、1事業者ごとに応募書類を記入して、幹事事業者がまとめて送信
- 応募様式を添付ファイルにして電子メールにてモデル事業事務局まで送信(メール件名は「地域循環圏モデル事業応募」)
- 応募書類の受付は平成22年9月30日17:00まで
- 提出いただいた応募様式は返却しません

4. 事業採択結果の公表

- 採択された事業者は、環境省中部地方環境事務所のホームページで公表
- 応募者の方には事務局より結果を連絡

5. 事業に関する問合せ

【問合せ方法】

- 原則、電子メールにて受付(件名は「地域循環圏モデル事業問い合わせ」)

【問合せ先】

- モデル事業事務局

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

担当:佐々木、小森、松田

- 環境省の担当

環境省中部地方環境事務所

廃棄物・リサイクル対策課 担当:梅村、曾山

質疑応答
